

## 京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、すべての人に「居場所」と「出番」があるウェルビーイングなまちの実現に向け、南区内で新たな活動に取り組もうとする個人・団体を応援することを目的に、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業の補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の対象者)

第2条 補助金の交付対象は、南区内で対象となる活動を行おうとする個人、もしくは団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる個人又は団体は、対象外とする。

- (1) 過去に京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金の交付を受けた個人又は団体
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (3) 京都市暴力団排除条例 第2条第1号に規定する暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体又は構成員に暴力団員若しくは暴力団密接関係者がいる団体
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う個人又は団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが不相当であると南区長（以下「区長」という。）が認めた個人又は団体

### (補助金の対象活動)

第3条 補助対象活動は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者において、新たに取り組む活動であること
- (2) 以下に示す南区のまちづくりに資する活動であること
  - ア 地域を支える人づくり
  - イ 人と人とのつながりづくり
  - ウ みんなで取り組む美しいまちづくり
  - エ 地域への愛着醸成
  - オ 子ども・若者と育ち合う地域づくり
  - カ 安心して子育てができる環境づくり
  - キ 誰もが健やかに暮らせるまちづくり
  - ク 「誰一人取り残さない」環境づくり
  - ケ 多文化共生のまちづくり
  - コ 災害に強いまちづくり
  - サ 安心安全で快適な環境づくり
  - シ 前各号に掲げるもののほか、区長が補助金の交付を受けることが適当であると認める活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は対象外とする。

- (1) 公序良俗に反する活動
  - (2) 政治、宗教、営利を目的としたもの又はそれらを助長する活動
  - (3) 調査・学術研究及び趣味的活動を行うことを主たる目的とする活動
  - (4) 京都市の他の制度による補助金を受ける活動
  - (5) 申請日の前に完了している活動
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当ではないと認めた活動
- 3 補助金の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象活動の実施に要する費用とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は、対象経費に含まない。ただし、区長が交付対象事業の目的、内容、効果及び経費の額等を総合的に勘案し、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 人件費
- (2) 補助対象活動に直接関係しない経費
- (3) その他区長が適当でないと認める経費

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費から自己資金を除いた範囲内で、対象経費の10分の9以内又は5万円のいずれか低い額を範囲とし、かつ予算の範囲内で、区長が対象事業の実施に必要と認める額とする。

- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を希望する個人又は団体は、区長が定める期間内に、次に掲げる書類のうち、必要な書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 団体にあつては、団体の定款・規約・会則又はそれに準ずるもの及び団体の構成員が分かる名簿又はそれに準ずるもの
- (4) その他区長が必要と認めるもの

#### (事前着手)

第7条 補助金の交付を希望する個人又は団体は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金事前着手届（第3号様式）を区長に提出したときは、この限りではない。

#### (審査及び交付の決定)

- 第8条 区長は第6条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付、交付額及び交付条件又は不交付を決定するものとする。
- 2 区長は前項の規定による決定をするときは、区長が別に定める京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を開催し、意見を求めるものとする。
  - 3 審査会は区長から前項の意見を求められたときは、前条の規定により提出された書類に基づく審査を行い、その審査結果に基づく意見書を区長に提出するものとする。

#### （交付の通知）

- 第9条 区長は前条の規定により、交付を決定したときは、京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金交付決定書（第4号様式）により、不交付を決定したときには、京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金不交付決定書（第5号様式）により、それぞれ当該申請者に通知する。

#### （申請内容の変更等）

- 第10条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた個人又は団体（以下、「被交付者」という。）は、京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金交付申請書に記載した活動の変更（区長が認める軽微な変更を除く。）又は活動の中止をしようとするときは、京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金計画変更等承認申請書（第6号様式）を速やかに区長に申請しなければならない。
- 2 前項に規定する軽微な変更は次のとおりとする。
    - (1) 補助目的達成のために行う支出費目及び経費配分の変更
    - (2) 補助目的達成のため又は補助目的に影響を及ぼさない範囲で、より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の変更
  - 3 区長は前項の規定による申請があったときは、これを審査し、止むを得ないと認めるときは全部若しくは一部を承認又は承認しないことを決定し、京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金計画変更等承認（不承認）通知書（第7号様式）により、被交付者に通知する。

#### （活動完了の報告）

- 第11条 被交付者は、被交付対象活動が完了したとき（活動の中止について、区長の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。
- (1) 京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金対象活動完了報告書（第8号様式）
  - (2) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
  - (3) 活動の実施状況が判別できる写真及びチラシなどの成果物
  - (4) その他区長が必要と認めるもの
- 2 被交付者は、南区役所が行う広報に必要な文書、図画及び電磁的記録を区長の求めに応じて提供しなければならない。
  - 3 被交付者は、南区役所が行う報告会等で区長の求めに応じて必要な文書、

図画及び電磁的記録を用いて報告しなければならない。

#### (関係書類の保存)

第12条 被交付者は、被交付対象活動の実施に関する書類及び経費の支出に関する書類を整備し、前条の活動完了報告書を提出した後5年間保存しなければならない。

#### (補助金の交付額の決定)

第13条 区長は、第11条の規定による報告があった場合において、その内容を調査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金交付額決定通知書（第9号様式）により、被交付者に通知し、補助金を交付する。

#### (補助金の交付取消し等)

第14条 区長は、被交付者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 不正の手段により補助金交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金を被交付対象活動以外に使用したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により、補助金の交付決定の取消し等の決定を行った場合には、速やかに京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により、被交付者に通知する。

#### (補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。